

# 私と社福 社福経営サポートクラブからのお知らせ

4月の月次入力の際どの取引を「未払金」計上したか確認するのが面倒だなと考えていらっしゃる方は少なからずいらっしゃるのではないのでしょうか？

この考え間違いです。おそらくこの考えを持っていらっしゃる方は、5月以降は支払をした際には「〇〇費」で処理をする現金主義で会計処理をされている法人様かと思えます。その場合試算表にはどのように反映されるかというところ...

4月	5月	6月	...	3月
経費なし	4月分	5月分		2月分
				3月分

4月には経費の発生はなく、3月には2カ月分の経費が計上されてしまいとても凸凹した試算表ができあがり中途半端な会計処理になっています。

現金主義であれば期中は完全現金主義に、実際の処理方法は次月にご説明しましょう。  
by.カノン

今回は、私の特に好きなランンキュラスをアレンジ。



## 4月 今月のお花

『好みのお花はございますか？』

### 花材

- ランンキュラス/グリーン
- バラ/ピンク
- アイビー



繊細な花卉の品種が多い花ですが、こちらの品種はコンパクトにまとまった「コロッ」としたフォルムが可愛い。好みを探しながら、旬のお花達をお楽しみください。

### JOURNEY 移動花屋

ご自宅のディスプレイ・お祝い・プレゼントなどお花は如何でしょうか。オーダー詳細等はInstagramをご覧ください。



@YUICHI\_MIYAZAKI\_ZON

# FAGIANO

ファジアーノ

我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

ここからJ1昇格候補との闘いが続きます！

ここが前半戦の正念場ですね。

J2優勝、J1昇格目指して、さあココロヒトツニ！

「ファジアーノ！」

by.えびぎ

節	開催日	キックオフ	対戦カード	スタジアム
12	4.28 日	13:00	vs 清水	シティライトスタジアム
13	5.3 金	14:00	vs 山形	NDソフトスタジアム
14	5.6 月	14:00	vs 徳島	シティライトスタジアム
15	5.12 日	14:00	vs 長崎	トラスコスモスタジアム
16	5.19 日	14:00	vs 甲府	シティライトスタジアム
17	5.26 日	14:00	vs 仙台	ユアテックスタジム

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン  
税理士法人 創明コンサルティング・ブレイン  
SCB 公認会計士 宮崎 会計事務所

## SERVICE MENU

- 税務コンサルティング
- 経営コンサルティング
- 財務分析サービス
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)
- 会計コンサルティング
- 人事評価コンサルティング
- 各種セミナー・勉強会開催

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10  
TEL (事務所) 086-274-8188 (会社) 086-274-6177  
FAX 086-274-8187  
HP http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp

# SCB NEWS LETTER

花の香たちこめる好季節です！  
新生活には慣れましたか？

第151号

2024年4月  
発行

～アネモネ～

もうすぐGWですね。人の動きもコロナ前に戻りつつある気がします...ということは混雑もこれまでどおり?((+\_+))  
しっかり計画を立てて、焦らずゆっくりとしたスケジュールとしましょう。  
それでは、今月もニュースレターをお楽しみください。



## 公的年金等の支払を受ける給与所得者に対する定額減税

**Q** 厚生労働大臣等から公的年金等の支払を受ける人は、その公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受けますが、その人についてもその主たる給与の支払者のもとで、定額減税の適用を受けるのですか。

**A**

公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになります。

なお、給与等と公的年金等との定額減税額の重複控除については、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなります。

国税庁HP 令和6年分所得税の定額減税Q&Aより



公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける。

どちらも定額減税の適用を受けるんだね。



主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受ける。

by.カイ

# 未来会計活用法

第27回

by. 未来会計  
マスター協会

## 未来デザインPL ① 「制度会計のPL」をつくる意味



これから株式会社オリエンタルランドの決算書で、未来デザイン決算書の具体的な作り方を見ていきます。

まずは財産の状態を確認します。この場合は、「ある時点の財産の状態」を表す「貸借対照表(BS)」を使います。

BSの左側(借方)はプラスの財産を表します。2014年3月期のオリエンタルランドの資産(プラスの財産)は6,327億円です。右側(貸方)は上部に負債の額が記載されています。金額は1,652億円。さらに右側には「資産-負債=純資産(正味の財産)」の額も記載されており、この額が4,675億円となっています。

### ■「決算書」のキホン (単位:百万円)

株式会社オリエンタルランド		株式会社オリエンタルランド	
貸借対照表(BS)		貸借対照表(BS)	
2013.3.31現在(ストック)		2014.3.31現在(ストック)	
資産 629,445	負債 214,641	資産 632,734	負債 165,186
	純資産 414,803		純資産 467,548

+52,745の黒字

利益62,235 - 配当9,490 = 52,745の  
正味財産が増えた! 備かった!

損益計算書(PL)	
2013.4~2014.3(フロー)	
費用 343,957	収益 406,192
利益 62,235	

備ったかどうかはBSでわかる。原因・理由を知るためにPLを作る。

次回も制度会計のPLの続きを説明します。

by.未来会計マスターKAI

## 飲食費と金額基準と経理処理

by.ふぐ

ようやく、過ごしやすい季節になってきました。今回は、交際費の改正についてお伝えをさせていただきます。令和6年度税制改正により、令和6年4月から交際費等とされない飲食費の上限額が引き上げられる予定です。取引先との接待において、飲食店を利用する機会が増えそうですね。

得意先等との接待目的で飲食等に要する費用は、交際費等として損金不算入となりますが、飲食等をした年月日や得意先等の名称等を記載した書類を保存したうえで、参加者1人当たりの金額が5,000円以下(令和6年4月以降の支出分は1万円以下)であれば、交際費等の範囲から除外する飲食費としてその全額を損金算入できます。5,000円基準の判定方法は経理方式によって異なりますが、税抜経理方式を採用する事業者がインボイス発行事業者ではない飲食店などで飲食等をした場合、そ

の支払金額に消費税はないものとされます。そのため、領収書に消費税額が記載されていたとしても、仕入れ税額控除の対象外となる部分を本体価格に含めたうえで5,000円基準の判定を行います。

ただし、令和5年10月1日から3年間は、仕入れ税額相当額の80%を控除できる経過措置が設けられているため、控除できない部分の仕入税額相当額の20%を本体価格に含めることから、5,000円基準において1人あたり税抜4,902円(税込5,393円)が損金算入の目安となります。令和6年度改正法案の成立・施行により金額基準が1万円以下に引き上げられた場合は、1人あたり税抜9,803円(税込10,784円)が目安となります。

なお、飲食は「飲食その他これに類する行為のために要する費用」とされ、飲食後、その飲食店等で提供される飲食物を持ち帰る等の「お土産代」なども対象となります。



### 今月の1冊

28

### 「思考の整理学」

外山滋比古著(ちくま文庫) 1986年

自分の頭で考え、自力で飛翔するためのヒントが詰まった学術エッセイでとても読みやすい本です。私が最も印象に残ったのは「グライダー」という章です。

「人間にはグライダー能力と飛行機能力がある。受動的に知識を得るのが前者、自分で物事を発明、発見するのが後

者」であり、「両者はひとりの人間の中に同居している」として、「学校はグライダー人間をつくるには適しているが、飛行機人間を育てる努力はほんのすこししかしていない」と述べています。この本が書かれたのはコンピューターが出始めたころだと思いますが、今のAIの時代に置き換えて考えても鋭い視点だと思いました。考えることが楽しくなる一冊です。

by.スクエア



今回は  
「5月5日」について

## 5月の記念日 5月は祝日が多くていいですね。こどもの日の5/5は他に何かあるでしょうか。

『ゴーゴードンスの日』...ゴーゴードンスをより多く人に知ってもらい、楽しんでもらうのが目的で、日付は5と5で「ゴーゴー」と読む語呂合わせから制定

『たべっ子どうぶつの日』...「たべっ子どうぶつ」をさらに多くの子どもたちに食べてもらうことが目的で、日付は子どもたちの明るい未来を築き上げたいとの思いから「こどもの日」の5月5日としたもの。また、5月5日はギンピスの創業日、創業者の誕生日でもある。

『うずらの日』...うずら業界の振興とうずらの卵の美味しさを多くの人に知ってもらい、5月は陰暦で「鶉月(うずらづき)」と呼ばれ、5日は05で「たまご」と読む語呂合わせなどから制定

『こだますいかの日』...こだますいかの魅力を多くの人

に知ってもらい、美味しく味わってもらい、美味しさを多くの人に知らせるのが目的。日付はこだますいかを夏を先取りする初夏の味であり、収穫盛期となることから二十四節気の「立夏」(5月5日頃)を記念日とした。

『熱中症対策の日』...熱中症を防ぐにはこまめな水分補給が大切であることを多くの人に知らせるのが目的。日付は暦の上で夏が始まる「立夏」とした。

『レゴの日』...「こどもの日」の5月5日は0505で「レゴレゴ」と読むこともできることから制定

『フットサルの日』...日付はフットサルが5人対5で行うスポーツであることから制定

by.おいしい



## YSS通信

今回のテーマ

### 固定資産評価証明書と名寄せ

by.遺言相続サポートセンター いちご

4月の終わり頃、土地や建物を所有している方のお手元には固定資産税の通知書が届くと思います。

相続が発生すると、相続税申告や相続登記のために「固定資産評価証明書」や「名寄せ(なよせ)」を市町村役場で取得くださるようお願いするのですが、先にあげた課税通知書ではだめなのか、といったお尋ねをいただくことがあります。

実は、課税対象とならない「公衆用道路」や「墓地」、一定金額以下の土地建物については課税通知書には記載されていないのです。固定資産税がかからない土地・建物であって

も、相続税評価では課税対象となるものもありますし、相続登記は必要です。

「固定資産評価証明書」は固定資産税評価額を証明するもので、「名寄せ」はその人が所有しているすべての不動産(対象市町村内)を確認するものです。市町村によってはその両方を兼ねた証明書を作成してくださる場所もあるようです。

お手間となりますが、正確な相続財産確認のために、皆様に書類ご準備のご協力をお願いしています。